

教委校（幼）第3号
教委校（小）第3号
教委校（中）第4号
令和2年4月6日

各幼稚園長様
各小学校長様
各中学校長様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
「緊急事態宣言」発令時の対応について

標題について、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令方針を固めたとの報道を受け、次の通り取り扱うものとします。

記

- 1 入学式・入園式については、実施当日の午前7時までに発令（宣言）されている場合は、延期とする。
- 2 令和2年4月3日付け教委校（幼）第2号（小）第2号（中）第3号「新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について」に係る始業式の実施及び登校園日の設定については、発令（宣言）の有無にかかわらず、始業式は延期とし、登校園日は中止とする。
- 3 幼児児童等の居場所の確保については、上記通知に即して、適切に対応すること。
- 4 上記以外については、追ってお知らせします。

<問い合わせ先>

指導部初等・中学校教育担当 電話 6208-9186